

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (35)

小早川義則

Kepner v. United States, 195 U.S. 100, 24 S.Ct. 797 (May 31, 1904)

——横領罪での第1審無罪判決に対し検察官上訴を認める制定法は合衆国憲法第5修正の規定する二重の危険条項に違反する

【事実の概要】 フィリピンのマニラ市で開業中の弁護士Thomas E. Kepnerは依頼人の委託金横領 (embezzlement) の罪で起訴された。陪審員なしの第1審裁判所での1901年11月の公判において彼は起訴犯罪について無罪の判決を言い渡され無罪放免 (acquitted) された。合衆国 (検察側) によるフィリピン最高裁への上訴手続きで被告人 (the accused) を無罪と認定した第1審裁判所の判断が破棄された、そしてKepnerは有罪と認定され、1年8か月余の拘禁刑

と公職資格の一時停止 (suspended) および選挙権剥奪が言い渡された。被告人は同一の犯罪に重ねて危険にさらされたことになり合衆国憲法の二重の危険に違反することを理由とする誤審令状 (Error) による救済の申立ては1902年10月11日に最終的に退けられ、被告人を有罪とする最終判断が1902年12月3日に言い渡された。これに対し合衆国最高裁は、フィリピン割譲後のフィリピン法と合衆国憲法とのかかわりを詳論したうえで、5対4で第5修正違反を肯定し原判決を破棄した。

【判示】 原判決破棄。 本件での問題を正確に判断する (proper consideration) には、被告人が公判に付されて確定するに至った裁判所の管轄権 (jurisdiction of the courts) について若干触れておく必要がある。

(1) 合衆国は、1898年12月10日に合衆国とスペイン両国の間でパリで作成され (executed)、1899年4月11日に取り交わされた最終的な批准 (ratification) による平和条約の下での領土割譲 (cession) によってフィリピンを獲得した。フィリピン諸島は、アメリカの占領後フィリピン統治委員会 (Commission) の創設以前には軍の支配下 (under military rule) にあった。

軍政府の支配下に、1900年4月23日付けで次のような軍指令第58号 (military order number 58) が発せられた。

1900年4月23日付けマニラ発一般的指令第58号
正義の利益のために (in the interests of justice) かつこれら諸島の住民の市民的自由 (civil liberties) を守るために、現に効力を有している刑事手続法典はその重要な一部において、以下に挙げられた各項で示されているように修正される。

公判での被告人の権利

第15項 すべての刑事訴追において被告人 (the defendant) は次のような権利を有する、すなわち

1 手続きのすべての段階において自ら出頭して弁護しかつ弁護人によって弁護される権利。 (in person and by counsel)

2 告発の性質および原因を告知される権利。

3 自己自身の利益のために証人として証言する権利、しかし、被告人が自らを証人として提供すれば、彼は他の証人と同様に反対尋問にさらされうる、証人となることを怠り又は拒否 (neglect or refusal) することはいかなる方法においても彼に不利益に用いられない。

4 彼自身に不利な証言をすることを免除 (exempt) される。

5 彼に不利な証人と公判で対面して反対尋問する。

6 彼自身の利益のために強制的手続で証人を獲得する。

7 迅速かつ公開の裁判を受ける。

8 すべての事案において上訴する権利。

第43項 第1審裁判所等の最終判断に対し、以下に定めるとおり最高裁に上訴できる。

第44項 いずれの当事者も最終的な判決又は命令に対し上訴できる……合衆国もまた上訴できる。

以上の指令は、1901年8月10日に発せられた統治委員会 (Commission) の決議 (act) によって次のように修正された。

第39項 現在の最高裁はこれによって廃止される、そしてこの決議によって規定された最高裁がこれに代わる。

第66項 本項において以下に定める治安裁判所 (courts of justice of the peace) が設けられる。

① 1898年8月13日以降に軍の命令によって創設された治安裁判所はなお存在することが認められる。同裁判所の裁判官 (justices) は統治委員会が望む間 (during the pleasure of the Commission) その職務を遂行する。

米国議会は1902年7月1日、フィリピンでの文官行政を規制する暫定的な1902年7月1日法を制定した。

フィリピン統治委員会を創設し同委員会に政府の権限を付与する米国大統領の行為は同委員会に対する大統領の指示の中で次のように述べられている。(略)

第5項 フィリピン諸島では法のデュー・プロセスなしに何人からも生命、自由又は財産を奪う法を制定し、又は何人にも法の平等保護を否定する法を制定することはできない。何人も、法のデュー・プロセスなしに刑事犯罪について答えることを求められない。何人も同一の犯罪について重ねて危険にさらされることはない。

第10項 合衆国最高裁はフィリピン最高裁の最終判断を吟味しそれを破棄、修正、又は維持をする権限を有する……。

「以上引用の諸規定は、被告人のフィリピン最高裁での最後の有罪判決前に法 (a law) となった。」(at 120.)

(2) 何人も同一の犯罪につき重ねて危険にさらされないと規定する現在検討中の法のこの部分は、フィリピンが合衆国に割譲される前にかつアメリカの占領前にフィリピンで周知されかつ確立していた法制度に照らして解釈されなければならない、そして二重の危険禁止の規定はその当時効力を有していた国内法というよりむしろスペイン法における同語句 (expression) の理解に照らして解釈されなければならないと政府 (訴追側) は主張する。(at 120.)

検察側による趣意書の引用文によれば、当時のスペイン法では裁判所の判決によって最終的に有罪とされたものを再び同一の犯罪について訴追することはできないことが確立していたようである。われわれはこの規定の若干部分につき注目する。

スペイン法においてこの法理は次のように表現されていた。

もし何らかの犯罪で告発されていた者が当該犯罪に関する有効な判決によって無罪釈放 (acquitted) されるとその後は誰も (若干の具体的な例外を除き) その犯罪で再び彼を告発できない。

1848年に発行されたスペイン法の辞典において犯罪で告発 (accused) されうる者を考慮する際に、次のように記されている、すなわち、正式に告発され同一の犯罪について判決を言い渡された者を (再び) 告発できないということにはもう1つの一般的な例外 (another of the general exceptions) がある。

かかる法体系の下では最後の頼り (last resort) である裁判所での最終的な判断が下されるまで人は法的意味での危険にさらされている (as being in jeopardy) とはみなされていなかったようである。下級裁判所は第1次 (最初の) 管轄権を有する裁判所を吟味すると考えられていた、そして被告人は法の誤りを理由に新公判を認める権限を有するマドリッドの最高裁判所の判断が下されるまで最終的に有罪または無罪釈放にはならなかった。そのような公判は1つの連続する手続き (as one continuous proceeding) と考えられていたからである、そして当時の被告人に与えられていた保護はこのような最終的な判断が法の適正な形式で結論を下された後での2回目の有罪判決に対するものだった。統治委員会の第194号指令によって修正された軍事指令第58号の下で導入された変化は、死刑事件以外の事案において、訴追側又は被告人によって上訴がなされてない限り、第1審裁判所の判断を最終的とするものだった。(at 121.)

何人も重ねて危険にさらされることはないという制定法で用いられている言葉 (language) を議会がどのように考えていたかを判断するには、その言葉の由来および問題の法案が通過する以前のそれに関する司法判断に目を向けなければならない。この規定に先行する種々の出来事を検討するに、われわれの裁判権に新たに服するフィリピンの人々の法にアメリカの憲法判決 (constitutional jurisprudence) の不可欠な原理の少なくともその一部を接ぎ木 (engraft) したことは明らかである。(at 121-122.)

米大統領がフィリピン統治委員会への指示に際し合衆国の周知の基本権の部分を採用し、権利の章典の有益な保護のほとんどをフィリピン諸島の人々に与えることを意図していたことは

推測に基づいているのではない。1900年4月7日付指示で大統領は次のように述べている、政府が定める権限を有する行政規定のすべてにおいて統治委員会は、……フィリピン人民の平和、繁栄に留意しつつ、……採用される方法は彼らの習慣に十分に配慮されたものでなければならぬと述べたうえで、さらに注意深く大統領は次のように付加していた。すなわち、

それと同時に統治委員会は、われわれが法の支配や個人の自由の維持にとって不可欠と考えてきたわれわれの政府制度の根底には若干の偉大な原理のあること、たとえそれらがフィリピンの人々の周知する法や慣行に矛盾しうとしても、これらの原理は彼らの法のために維持されなければならないこと、フィリピン諸島の多くはこれらの原理やルールの重要性を十分に理解し、不可避免的に、間もなく、普遍的な同意を与えるであろうことは明らかである。それ故、フィリピン諸島の政府のあらゆる部門 (every division and branch) には以下の不可侵のルールが課せられなければならない、すなわち、何人も法のデュー・プロセスなしに、生命、自由、または財産を奪われない、すべての刑事訴追において被告人は迅速かつ公開の裁判を受ける権利がある、自己に不利な証人と対面し、強制的に自己に有利な証人を獲得し、自己の弁護のために弁護人の援助を受ける権利のあること、残虐で異常な刑罰を科せられない、そして「何人も同一の犯罪について重ねて危険にさらされない」、いかなる刑事事件においても自己に不利な証人となることを強制されず、不合理な搜索押収を受けない権利のあること、言論出版を侵害する法を規定してはならないということである。(at 123.)

これらの文言はアメリカの法律家や憲法史の研究者にとって目新しい (strange) ものではない。陪審による裁判を受ける権利の保障や武装する人々の権利が欠けているなど形式面において若干の相違はあるがそれは本質的なものではない、それらは権利の章典の周知の文言であり、合衆国憲法の最初の9個の修正条項の中に認め

らている。これらの原理はスペイン法からとられたものではなくわれわれ自身の憲法から注意深く寄せ集められた（collected）ものであり、そして生命と自由の保護のためのほぼ逐語的な保護装置を具体化（embody almost verbatim the safeguards）しているのである。

議会が1902年7月1日法を制定したとき、大統領指示の文言に見られるように、議会はわれわれの憲法の権利の章典を採用した。議会の行動がそれに続いた大統領の明示の宣言に照らすと、両者はともにほとんど変更なしに権利の章典の規定を採用したのである。個人の自由の維持のために法の支配として確立していると宣言したこれらの原理の採用と同時にフィリピン諸島の住民が享受していなかったことを大統領が導入する意図を有していたと主張する余地はないであろう。

合衆国によって編入または領有された領土のルールや規則に関する議会の権限は、当裁判所の一連の判決によって確立しており、もはや疑問とする余地はない。本件は、このような権限に制約があるか議論を要求していないし、条約の批准後に議会の行動なしに二重の危険条項はフィリピンの法とならないかの判断を要求していない。議会の制定法は、被告人が審理され有罪とされたときそれ（二重の危険条項）をこれらの領土の法としているからである。

議会は1902年7月1日法で以下の第9項においてフィリピン裁判所の管轄権を認めていると（検察側によって）主張されている、すなわち、第9項によるとフィリピンの最高裁判所および第1審裁判所は、以下に定めるような管轄権を有する、そしてそのような付加的管轄権は後に政府によって定められる手続上の実務および方法を変更する上記政府の権限に服する。

つまり検察側の主張によると、統治委員会（Commission）によって定められた軍事指令第58号に上訴の権利を委ねることを議会は意図していたというのである。

しかし、議会はすでに第5項において人は重ねて二重の危険にさらされることはないことを

とくに規定していた。第9項はフィリピン諸島の確立した裁判所の管轄権を認めているが、本件にかかわりのある特定の保障を廃止する意図を示していなかった。所与の問題に適用される特定の文言は、別途支配する同一のまたはそれ以外の制定法にかかわりなく適用されるということとは十分に確立した原理である。

（3） 権利の章典からとられた文言の意味を確認する際に、それがとられたコモン・ローを参照して解釈されなければならない。United States v. Wong Kim Ark, 169 U.S. 642において当裁判所は次のように述べている、すなわち、

本件において、他の点においてと同様に、それ〔憲法上の規定〕はコモン・ローに照らして解釈されなければならない、コモン・ローの原理と歴史は憲法制定者にとって周知であった。憲法の文言は、コモン・ローを参照することなしに理解できないと述べているのである。

コモン・ローで、同一の犯罪に対する2回目の危険からの保護は管轄権を有する裁判所が当該犯罪について被告人を無罪放免した場合に2回目の訴追からの免除（immunity）を含んでいたことは明らかである。このルールは、それ故、Hawkins, Pleas of the Crownによって次のように引用されている、すなわち、

以前の無罪裁判（autrefois acquit）の抗弁は、それと同一の犯罪に対し重ねて（more than once）その生命の危険にさらされないという格言に基づいている。このことから一般にすべてのわれわれの書物によって、人が起訴又は上訴において一たん（once）無罪と認定された場合、彼はすべての事案において、コモン・ローによって、同一の犯罪に対するその後のいかなる起訴又は上訴を妨げる（bar）ものとしてそのような無罪放免を主張できることが認められているのである。

当裁判所のランゲ判決（EX parte Lange, 18 Wall.163）においてミラー裁判官によって次のように述べられた。すなわち、

コモン・ローは同一の犯罪に対する2度目の

処罰を禁止するだけでなく、同一の犯罪につき被告人が処罰されたかどうかにかかわらずかつ以前の公判において彼は無罪とされたか有罪とされていたかどうかにかかわらず同一の犯罪に対する2回目の処罰を禁止しているというのである。

その後 *Wemyss v. Hopkins*, L.R. 10 Q.B. 378において、陪審なしであっても、管轄権ある裁判所の面前での有罪判決は第2回目の訴追を禁止していると判示された。

同事件で被告人は、不注意で車 (carriage) を駆ったことで治安判事 (magistrate) の面前での即決裁判で (summarily) 有罪とされた、そしてその後同一の事実に関する違法な暴行で有罪とされた。最初の有罪判決は第2回目の有罪判決の妨げ (bar) となると判示されたのである。

しかし、この問題に関するイギリス法がどのようなものであれ、かつどのようなものであったかにかかわらず、明示の制定法がある場合を除き、州 (検察側) には刑事事件において被告人に有利な判断について誤審令状による救済を求める権利のないことは、アメリカの圧倒的判例によって確立されている。(at 128-129.)

合衆国憲法は、その第5修正において“何人も重ねて生命または身体の危険にさらされない”と宣言している。この禁止は、重ねて処罰することに対してではなく重ねて危険にさらされることに対してである。そして被告人は有罪であると無罪であるとを問わず、最初の公判で同様に (equally) 危険にさらされている。もし裁判所の判断が無罪釈放に関するものであれば、被告人は、実際、その判決の破棄を求めることはしないであろうし、政府 (訴追側) も破棄を求めることはできない。いずれにせよ、イギリスおよびこの国々において無罪釈放の評決には何らかの判決がそれに伴っていないとしても、同一の犯罪に対するその後の訴追への妨げとされているのである。

とすると、たとえ正当に下された評決に関する判断がなされていないとしても、そしてそれが欠陥ある起訴に基づいたものであるとして

も、以前の危険は正当に下された評決によって無罪釈放された被告人を含むというのがこの国の確立した法であるということになる。この保護は、下級審が判示したように2回目の処罰に対するものではなく同一の犯罪について重ねて審理されることに対する保護である。

本件で提示されている問題は極めて重要であり、われわれが知る限りにおいて、今まで当裁判所によって直接判断されたことはなかった。(at 131.)

The Ball Case, 163 U.S. 662が、たとえその評決に判決が伴っていないとしても無罪釈放の評決後に人を公判に付すのは彼を重ねて危険にさらすことであることを確立している。被告人の有罪・無罪の問題を審理する管轄権のある第1審裁判所が被告人ケプナーを無罪と認定したにもかかわらず彼を再び本案につき (upon the merits) 審理することは、それが控訴審におけるものであっても、同一の犯罪につき彼を再び危険にさらすことになる。

したがって、フィリピン統治委員会第194号によって修正された軍事指令第58号は、それが無罪放免後の政府による上訴を認めようとする限りにおいて、同一の犯罪に対する2度目の危険からの免除を規定する1902年7月の議会の制定法によって廃止されたことになる。

この結論によれば、たとえ被告人には陪審による裁判を受ける権利があったかの問題が提示されたとしても、それにつき検討する必要はない。

原判決を破棄し被告人を釈放する。

<ハウムズ裁判官の反対意見> (White, McKenna 両裁判官同調)

私は遺憾ながら当裁判所の多数意見に賛成することができない。本件事案は、フィリピンにおける裁判の運用にかかわる当面の問題においてだけでなく議会の制定法で用いられた文言は憲法においても用いられているため本判決は必然的に後者 (憲法) の文言 (instrument) の解釈にもかかわりがある。もし憲法上の禁止が軽

罪 (misdemeanors) にも拡大すべきであることが可能である (ランゲ判決) ということになれば、全刑事法にかかわる法理をこの国に定着 (fastened) させることとなり、これは極めて重大かつ不当な結論 (serious and evil consequences) をもたらすと私には思えるからである。この国の現時点において、犯罪者は暴君に服従するというよりむしろ正義を免れるというより大きな危険がある。しかし、私はこの結論を詳細に検討することはしない。人はどれほどしばしば審理されうるとしても同一の理由に基づき重ねてその人を危険にさらすことはできないというのは論理的かつ合理的ではないことを指摘するのがより適切と思われるからである。「危険は事件の最初から終結に至るまで継続している危険である。」 (It is more pertinent to observe that it seems to me that logically and rationally a man cannot be said to be more than once in jeopardy in the same cause, however often he may be tried. The jeopardy is one continuing Jeopardy from its beginning to the end of the cause.) この原理はその当初において人がすでに一たん審理されてしまった場合に新しいかつ独立した事案での審理を禁止するというルールであったことにすべての人は同意している。しかし、同一の事案において人は重ねて審理されないというルールはない。たとえ彼の生命に対してであっても、陪審が同意しなければ、彼は再度 (second time) 審理されうることが当裁判所によって判断されてきた。

制定法が異議申立てをする権利を政府 (訴追側) に与えるべきであるとしているのであれば、被告人 (prisoner) は再び審理されないことを憲法が保護していると主張することは不可能であると私は考える。被告人が自己に有利な法の誤りを理由に再公判に付されたとき彼は再び危険にさらされたことにならないのは、自己に不利であった誤りを理由に再び公判に付されたとき再び危険にさらされたことにならないのと同じである。

被告人が異議申立てをするとき、殺人罪の起訴に関し故殺で有罪と認められるときのように評決が彼に有利である限りにおいて、彼はすで

に存在する危険だけを除去しようとするにすぎない、その結果、それが彼に不利に判断された範囲においてのみ危険は継続しているため釈放の機会 (chance of escape) を伴ったまま事件は継続しているといえるかもしれない。しかし、このような判断は誤っていると私は考える。仮にそれらが正しいとしても、彼の異議申立てが支持されたときの彼の立場を考えなければならない。最初の評決は破棄された。そのことによってもたらされた危険は終わってしまった、そして問題は被告人をどうするかである、その時以降、彼にはもはや最初の評決からの危険はない、たとえより軽い犯罪に関するものであったとしても、同一事案での2回目の公判が2度目の危険であるというのであれば彼には自由にされる権利がある。このような難しい問題に照らし、法の誤りが最初の公判で犯されたのであれば、原理上、彼にはそのような権利があると主張されているのである。1 Bishop, Crim. Law, 5th ed. §§999, 1047. しかし、Bishop氏であっても、判例はそうでないことを認めている。そしてこの問題はこの国において前出の判例によって解決されているのである。このような現物崇拜 (fetish) は幸いにも駆除されているので、それに代わる必然的な選択肢 (necessary alternative) は同一事案での2度目の公判を憲法が認めているということである。しかし、この理由付けは、説示の誤り (misdirection) の事案において人は危険にさらされていないというフィクションではない、彼が欠陥ある起訴状に基づいて審理されている場合のように、その誤りが記録上明らかであるときであっても、彼は危険にさらされていることは認められなければならないからである。さらにこのフィクションが真実であれば、説示の誤りが被告人に有利であるときであってもそれは同様に真実であることになろう。その理由は、「1つの事案では1つの危険しかありえない」と私は考えるからである。

私が以上に述べたことが正しい限りにおいて、問題の制定法は、治安判事による判決に対する被告人による上訴と同様に、上級審での訴追側による上訴を認めていることを立証するの

にさらなる議論は必要でない。後者（被告人による上訴）は日常的慣行（everyday practice）であるが、被告人が治安判事の面前での公判で危険にさらされていること、そしてそれに対し上訴されない有罪または無罪釈放が2度目の訴追への妨げになるであろうことには疑問がない。私がすでに述べた理由で、同一事案での2回目の公判は下級審での公判とともに始まった危険の継続にすぎない（as only a continuation of the jeopardy which began with the trial below）と考えられなければならないからである。（at 136.）

〈Brown裁判官の反対意見〉

英米の判例法制度の下で、私は常に、有効な起訴（indictment）に関する陪審による無罪釈放（acquittal）の評決は危険を終了させること、同一の裁判所又は上訴審でのさらなる再審理のための手続きはなされえないこと、そしてたとえ議会であってもそのような再吟味をする憲法上の権限がありうるかどうかは極めて疑わしいと考えていた。

しかしながら、このようなことをすべて認めたとえ、この原理をフィリピン諸島に適用する際に議会はフィリピン諸島において従前用いられていた意味でそれらの言葉を用いる意図を有していたと私は考える。陪審による裁判が知られていないフィリピン諸島での法によれば、上訴が最高裁になされたのであれば同最高裁（that body）が本件事案に関して行動するまで二重の危険は終了していなかった。このことは一般的指令第58号での軍事司令官および1901年8月10日法でのフィリピン統治委員会の見解でもあったのは明らかである。両者はいずれも、たとえ無罪放免の判決後であっても最高裁での上訴を認めているからである。これはまた議会の意図でもあった。議会が1人の裁判官の手中に極めて有名な犯罪者を無罪釈放とする権限を与える意図を有していたと考えることはできないからである。

【研究】 本判決は、依頼人からの委託金を横領したとして起訴されたマニラで開業中の弁

護士が治安裁判所判事によって無罪とされたにもかかわらず訴追側が当時のフィリピンで効力を有していたスペイン法に由来するとされる制定法に基づいて同人をあらためて起訴した事案につき、米西戦争の結果として1901年にアメリカの保護領となったフィリピン（1946年に独立）の沿革を詳細に辿りつつ、合衆国憲法第5修正の二重の危険条項に違反するとしたものである。

本判決は最高裁による最終的な判断まで当該事件の危険は継続する旨の有名なホウムズ裁判官の見解を否定したものであるが、その背景にはアメリカの保護領となる前にフィリピンで有効とされていたスペイン法と合衆国憲法の各修正条項とのかかわりという複雑な問題が存在していることだけは指摘しておきたい。ただ、1901年（明治34年）の段階で1947年の現行日本国憲法とほぼ同一の刑事手続に関する規定が事実上フィリピンで施行されていたのは誠に興味深いが、第5修正の二重の危険条項をめぐる重要な関連判例については、論述の便宜上、本誌本号のアメリカ刑事判例研究（33）—United States v. DiFrancesco, 449 U.S. 119（1980）—で紹介することとし本研究では問題点を指摘するにとどめる。

（2014年5月31日稿）

